

北広島町立壬生小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長を及び人格の形成に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この基本方針は、壬生小学校として、いじめ問題の克服に向け、いじめ防止等のための対策を推進するために定めたものである。

【目 的】

- 1 全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって学び合える環境や風土を学校全体でつくる
- 2 家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止・早期発見・適切な指導（対応）等のための対策を推進する

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方】

「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもつ

「いじめはどの子にも、どの学校に起こりうるもの」という危機意識をもつ

「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ

この3点を考え方の基本に、「いじめ防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する対応」を、全教職員で取り組む。

【学校におけるいじめ防止等に関する取組】

（1）いじめの未然防止

- ・すべての教育活動において望ましい集団づくりに取り組む。
- ・日頃からいじめ問題について取り上げ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体でつくる。
- ・すべての児童が積極的に教育活動に参加できるよう「体・徳・知」の基礎基本となる力の定着を図る。

（2）児童の主体的な活動の支援

- ・児童会本部を中心に、児童自身が、いじめ防止・撲滅について考え、いじめ撲滅キャンペーンやいじめ防止啓発標語づくり等の取組を行う。
- ・児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できるように、日常的に児童の様子を把握し、適切に支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

- ・児童と教職員との信頼関係を築く。
- ・児童が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・教職員自身がいじめを見抜き、見逃さない感性を磨くために研修を行う。
- ・定期アンケート、個別面談の実施等、教育相談活動の充実を図る。
- ・「いじめではないか」という疑いをもち、複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・いじめる側といじめられる側に隔たりがある場合、周囲の友達からも事実関係を丁寧に聞き取り、必要な対応を欠くことがないようにする。
- ・丁寧な聞き取りを通して事実確認を行い、いじめの認知については、いじめ防止委員会によって行う。

(4) いじめへの組織的な対応

- ・いじめを把握したら抱え込まず、速やかに管理職・生徒指導主事等に報告し、いじめ防止委員会で情報共有、対応検討等を行い、組織で対応する。

壬生小学校いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。 (「いじめ防止対策推進法」第22条に基づく)

- ・「いじめ」の相談や訴えに、真摯に耳を傾け、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを指導するとともに、同調したり、はやしたてたりする行為も、いじめに加担するであることを指導する。
- ・教育委員会に報告するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等の関係機関と連携を図りながら、対応する。

(5) 家庭や地域との連携

- ・聞き取った内容やアンケートにより把握した情報は、家庭訪問等で速やかに伝え、事実に対する保護者の理解を得るとともに、保護者と連携して取り組む。
- ・地域全体で児童を見守り育てるために、PTAや地域、学校関係者等と連携をする。
- ・いじめ未然防止の視点を持ち、日常的な児童の様子について学校だよりやホームページで積極的に情報発信する。

※ 壬生小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組にするために、必要に応じて検証及び見直しを行う。